

# 総務常任委員会会議録

[平成22年 9月 9日開催]

南あわじ市議会

# 総務常任委員会会議録

日 時 平成22年 9月 9日  
午後 2時20分 開会  
午後 3時20分 閉会  
場 所 南あわじ市議会委員会室

## I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

### 出席委員（7名）

委 員 長	出 田 裕 重
副 委 員 長	柏 木 剛
委 員	谷 口 博 文
委 員	熊 田 司
委 員	北 村 利 夫
委 員	蛭 子 智 彦
委 員	長 船 吉 博
議 長	川 上 命

### 欠席委員（なし）

### 事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	瀧 本 幸 男
次 長	阿 閉 裕 美
課 長	垣 光 弘
書 記	川 添 卓 也

### 説明のために出席した者の職氏名

副 市 長	川 野 四 朗
総 務 部 長	喜 田 憲 康
財 務 部 長	岡 田 昌 史
総務部次長兼選挙管理委員会書記長	入 谷 修 司
財 務 部 次 長	土 井 本 環
総 務 部 総 務 課 長	佃 信 夫

財 務 部 財 政 課 長                      神 代 充 広

## Ⅱ. 会議に付した事件

### 1. 付託案件

- ① 議案第64号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）…………… 4

## Ⅲ. 会議録

# 総務常任委員会

平成22年 9月 9日(木)

(開会 午後 2時20分)

(閉会 午後 3時20分)

○出田裕重委員長 本会議に続きまして、本当にお疲れのところではございますが、議会運営委員会のほうでも、9日に調整をしていただきたいというような申し入れ私からさせていただきますので、ただいまから総務常任委員会を始めさせていただきます。

執行部のあいさつにつきましては、割愛をさせていただきます。

それでは、なお傍聴の申し出がありましたので、これを許可しておりますので申し添えておきます。

## 1. 付託案件

### ① 議案第64号 平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)

○出田裕重委員長 それでは、ただいまから第34回定例会において当委員会に付託をされました議案のうち、議案第64号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)について審査を行います。

議案の審査に当たり、提案理由の説明についてをお諮りをいたします。付託案件については本会議において説明を受けておりますので、質疑から行いたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「してもうてください」の声あり)

○出田裕重委員長 異議がありますので、提案理由の説明を求めたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長 異議がございませんので、執行部より再度、提案理由の説明をお願いしたいと思います。

はい、財務部長。

○財務部長(岡田昌史) ただいま上程いただきました議案第64号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算(第4号)の提案理由の御説明を申し上げます。

この補正予算につきましては、9月6日選挙管理委員会に提出された、新庁舎建設につ

いて市民の意思を問う住民投票条例制定直接請求の署名審査にかかる経費を追加するものでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ276万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を241億5,351万9,000円とするものでございます。事項別明細書により説明を申し上げます。

4ページをお願いいたします。まず、歳入でございます。18款繰越金1項繰越金276万円を追加し、1億9,617万6,000円とするものでございます。前年度繰越金の追加でございます。

次に、歳出でございます。5ページをお願いいたします。2款総務費4項選挙費276万円を追加し、5,552万1,000円とするものでございます。選挙管理委員会職員の職員手当109万5,000円、事務補助員賃金8万6,000円、関係人出頭証言にかかる費用弁償など84万7,000円、印刷製本費ほか需用費34万9,000円などの追加が主なものでございます。

以上、議案第64号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議の上、適切なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○出田裕重委員長 はい、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

はい、谷口委員。

○谷口博文委員 初歩的なことから、こういう事例は私初めてなんでお尋ねをするわけですが、日当というかですね、この費用弁償を84万7,000円というのは計上されておるわけですが、先般も議会のほうで1人を来ていただくことによって、費用弁償として4,000円の支出があるというような御回答があったと思うんですが、当初こう4,000円ですが、大体200人前後なんですけど、当初、前回の報告では1万1,350名以上のそういうような直接請求の署名人がいてたというようなことで、この辺で足りるのかどうかというのをまずお尋ねいたします。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然予算の中で、マックスという見積もりでございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員           それです、職員1万1,000人を精査するというかですね、時間外手当等々の支出が100万でしたか、109万5,000円、挙がってますね、この辺20日以内に書類を1万をしっかりと精査するというようなことで、この辺もこの195万内でいけるわけですか。

○出田裕重委員長           選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司）           限られた日数の中で、相当事務量があるわけでございます。こないだ6日に提出されて、それ以降日の変わるまで毎日関係職員はその審査の準備の今、行っておるところでございます、当然、選挙管理委員会、総務課の職員が兼務しておりますが、その中で残業する中で、この時間外手当でいけるという計算で計上いたしております。

○出田裕重委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           私自身はね、住民投票の直接請求というのは、50分の1有効があればええという解釈をしとるわけですが、当然もう1万1,000人を超えるような署名が集まるといことはですね、これはしっかりとよ、精査して、このすべてを精査せんならまず、あかんのけ、50分の1あったらもうそれでというような理解はだめなんですか。

○出田裕重委員長           選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司）           選挙管理委員会といたしましては、当然1万1,000幾らかの署名でございますし、有効署名数は当然超える、もちろん超えると思われま。そうした中でございますが、署名のその効力、有効か無効かということにつきましては、署名簿自体の審査とあわせて一件一件の署名の有効性の審査をしなければならないという中で審査をやるということになります。

○出田裕重委員長           谷口委員。

○谷口博文委員           わかりました。ほんなら要はですね、とにかく住民投票というような運びになればですね、先般通常の選挙等では国からの委託とかいうようなことで出てくると思うんですけど、こういうケースは初めてなんでお尋ねするわけですが、この辺先般の議

会での答弁において2,000万から3,000万というような費用が住民投票することによって費用がかかるというんやけど、これは当然、市の一般財源の持ち出しになるのか、その辺の財源的なもんはどういうふうになりますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 国政選挙、県政の選挙につきましては、当然、公金としてほぼ全額入ってくるわけですが、市の選挙もそうございまして、こうした住民投票に、もしなりましたら、市の単独経費の中での支出ということになります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね市民の当然、地方自治法による直接請求、あれ市民の権利の行使やから、そらもうその辺はやむ負えんと思うんやけど、この辺でですね、市民の権利行使にわたってね、私は法的なこととちょっと関連でお尋ねするわけですが、日本国憲法第3章、10条からさまざまな基本的人権等々というようなことがあるわけですね、あくまでも公共福祉についてというような文言があるわけですね。公共福祉に反しない限りというような、この公共福祉の概念をどのような法律の公共福祉の概念について、どのような見解をお持ちかお尋ねをいたします。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 事前にちょっとそのようなお話もございましたので、調べさせていただきましたが、一般的に言われております公共の福祉と申しますのは、人権相互の矛盾しようとする調整するために認められる衡平、衡平の衡というのは均衡の衡という字の衡です。この平は同じですが、衡平のことをいうというようなことにされておりますけども、一般的には、社会一般の利益というものを指すものであるというのが、公共福祉というふうな位置づけなのかなというようなことが書かれておりました。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、公共という概念はですね、個人の集合体というかですか、それぞれ個人が権利を持っておると。個人の集合体が家族であって地域である、個人の集合体が私自身は公共というような概念を持つとるわけですがですね、そこでですね、私が心配するのは、住民投票のあれは私も用紙は知らんねんけどよ、受任者というかです



よ、名前集めにいく方がですね、先ほど長船委員が、女性だったら生年月日とかいうようなことまで記入するとかいうようになってますわね。あの辺は性別とか氏名とか、その辺どういう記入例をもって署名をされとるか簡単に説明してください。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 署名につきましては、請求代表者もしくはその方から委任を受けた受任者が署名をとれるということになってございます。

それで、自署をみずから記入し押印するというのが原則でございます。署名簿は住所、氏名、生年月日、印鑑、それと代理記載された方は、同じくその方の住所、氏名、生年月日が署名簿には入ります。そういった様式になってございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はね、ちょっと懸念しとんのはですね、近年個人情報保護法というやつが成立されてますわな、制定。あれでね、そういう署名をもらうときにですね、だれだれも書いとるからよ、これは賛否を問うんでない、この方も書いとるから署名してくださいというようなことを、署名を求めにいくときによ、その辺個人情報というような観点からですね、どのような見解をお持ちなんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、署名される方はそれを了解して記入されておるとこのことの中での記載ということであろうかと思えます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私が聞いとるのはね、例えば私とこに署名を求めに来ると、ほんで代表の方はね、比較的にいつてしつこくなくすぐに、代表の前畠さんでしたか、そのあたりは行かれたら趣旨を説明してやられとると。ほんで一部ですよ、例えば私とこお見えになったと。この用紙ですよ、僕どういう用紙か僕も実際見てないんで、例えば、こう見て熊田も書いとるとか、書いとるので書いてくださいよというようなことはよ、この熊田の個人情報ちゅうやつがよ、担保されとるかどうかい見解をお尋ねしとるんです。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、提出された署名簿につきましては、選挙管理委員会並びに本請求は市長に出されます。そういった中で個人情報保護法により確実に守っていくということになります。集めた署名のそういった個人情報につきましては、これはもうその市民団体であったり、集めた方がどう扱うかというところによります。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんでね、市民団体というか公務員はよ、守秘義務というのがありますわな、当然守秘義務というのは担保された上で個人の情報、今聞いとったら住所、氏名、生年月日。これがですね、私にちょっとちょこちょこいわれるのは、そういう署名活動しとんねんけどよ、元議員であったり現職の議員がですよ、そういうふうな街頭でよ、署名を求めとるような活動をしておると。これは、あくまでもほんまにこう直接請求を容認しとるような署名活動じゃなしに、これは、憶測か推測か知らんけど市民の一部はですね、そういう元議員であったり、さまざまな政党であったりする方々がですよ、目的外使用にね、自分の選挙とかですね、その辺の名簿集めとんのちゃうんかというような声もあるわけですね。

公務員の方々だったら守秘義務というのは、当然個人情報の漏えいは無いと思うねんけど、市民の会のよ、集めた方々のそういうふうな個人のデータいうやつをよ、このごろデータでもな、1人の情報につき50円いうようなデータを、個人情報を買うようなそういうふうないろんな業者もおるわけや。ほしたら1万いうとったら、50万ぐらいの売買もできるので、私は心配するのは、そういう個人情報がその市民の代表の会のほうでは担保できるかどうかいうのをちょっと心配しとるので、そのあたり担保はしっかりとできとんのけ。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） これは、市民団体もしくは集められた方がどう取り扱とるかというところでございますので、こちらはそこまでお答えはできません。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ですからね、おたくの言うここでの法的上よ、そういうふうな情報が漏えいすることによって、公務員だったら当然罰則は負荷されるわけやけど、その集めよる方々に対しよ、法的上よ、個人情報の関係で罰則の規定があるのかないかいいうお話を

聞いとるんですわ。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 個人情報保護法については、原則、国、地方公共団体または独法、企業等が該当するわけでございますが、任意団体個人については、不適切な情報収集等、その外部への流出ということの中で、ちょっと勉強はしなければだめなんです。刑法においてもそういった個人情報の漏えいというような罪があるかと思えます。果たして、それがもし漏れた場合それに該当するかどうか、ちょっともう少し私どもも勉強する必要がございます。

○出田裕重委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私は市民を疑うわけではないんやけどね、その辺しっかりとそういうふうな、あくまでも1万人以上の南あわじ市民の大切な情報が悪用されることのないようにその辺を望むわけですわ。

それで、私はね、昔の日本人というのは聖徳太子じゃないけど、ほんまに和をもって尊し。私はね、これ右か左か、白か黒かというような決着をつけたらね、市民がですよ、やはりこう、ほんとにこう昔の日本人のよさっていうのは、和を持って尊し、ほんまに市民がそれぞれ信頼関係をもってよ、この淡路島内2万3千箇所以上ほんま先人がため池を協力してやってくれたんよ。こういうことでね、あるいは署名した、あるいは反対じゃ賛成じゃ、これは左じゃ右じゃいうことになってね、私の中でもかなりあの署名活動に訪問された時に実際ぶっちゃけた話、昔の旧友がよ、友達の信頼関係を損なうようなこともなるとるような事例も聞くわけやね、この良識ある方々は当然、私らも回ってくれよと。ほんで議員の中とか元議員の方とか、ほんで比較的公務員を退職された方々、このあたりの方がですよ、かなり自分の暮らしの余裕にある方ですね、明日の飯食うのに困るとるうなとこへ、夜の8時なり二遍、三遍いうて訪問されてですよ、わしらおまえ飯食わんなんの、あなた飯食えるのおかしい、1カ月もかかって回っている、そういうようなことも私の耳に聞くわけですわな。

ほんで私はね、同じ南あわじ市、生み落ちた人間、仲よくやっていただきたいというのは思いがあんねん、ほんで市民の当然権利やねんけど、公共福祉という観点からそこらはどうかなと。

ほんで実際私はね、こういうやつが遺恨を残してよ、これ前々回の市長選というかそのあたりのしこりなんか、私は全く新人の議員なんでわからんねん。そやけどね、市民同士がね、右や左や、賛成じゃ反対じゃいうて議論すんのんじゃなしに、我々議員がですよ、

やっぱりしっかりとしたさまざまな情報を我々持つとるわけですね。ほんで、私の側の関係者の方は、おまえどっちなというようなことで、今まではこうこうよ言うたん、わしらおまえに任しとるさかい、おまえ好きなようにせえよというようなことも一部言うていただいて、ありがたいなというような思いがあんねんけど、私はね、住民投票いうかほんまにこう市民同士がですね、真っ二つに分けて、この将来の南あわじの将来、今後にとって、私は一言もメリットがないというような思いがあつてですよ、この条例がもし上程されたときも、私はこの条例案の制定には反対の意思を、今現在では示そうというような思いがあんねんけど、そこらもう一度、市民の方々が心配しとる個人情報の目的外使用だけはしっかりとせんように、その辺だけよ、また指導なりできる中でやるということだけをまずお願いいたします。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

できるだけ議案からすんません。議案から外れられんようにお願いします。補正予算なんで。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） こういった署名につきましては、公民権で守られた、公民権の行使というそういった市民の法令で規定された権利でございます。

それで、情報保護についてその方々にという話でございますが、それは、もう私どもはそれに対してしなさいという指導はできないところです。

○出田裕重委員長 谷口委員。

端的に。

○谷口博文委員 ということはよ、1万1,000人の情報管理っていうのは、市民の代表の方々がされて、とにかくそういうような政党であったり、その辺もそういう情報が出て、出る可能性もあるということか。その辺はもう関知できないという解釈でええの。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 関知できないというよりも、当然、法に違反する、罰則に該当する場合は、それによって処分されるというところでございます。

○出田裕重委員長 ほかに。

熊田委員。

○熊田司委員 多分ほかの方も聞かれるかも知りませんが、一つは署名の確認ができる法的根拠を教えてください。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） これはもう自治法に基づく規定という中で、選挙管理委員会が持つ権利、署名の審査につきましてはですね、そのようになってございます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田司委員 時間も無いと思うんですけど、その項目のところ一度申しわけないんですけど、確認したいので読んでいただけますか。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 読むんですか。

○出田裕重委員長 すぐできますか、次長。  
選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、地方自治法74条の3項あたりが、それに該当する項目であろうかと思うんです。今ちょっと急にいわれても、多くの書類を持って、条文、解説のほうが多くって、条文につきましては、74条の3に規定された項目でございます。

○出田裕重委員長 はい、熊田委員。

○熊田司委員 わかりました。後で勉強しとけということですので、帰って勉強します。すみません。あと、その確認の内容については何か規定あるんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙管理委員会において、その署名の有効無効を判断していきます。強いては、法定署名数に達しているかどうかの、そういった署名の証明を出してまいります。それで、この中において選挙管理委員会が必要があると認めるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができるという規定がございます。

○出田裕重委員長 熊田委員。

○熊田司委員 もうこれで最後になりますけど、もし今現在200人程度という数で考えられてますけども、もちろんこれを上回る可能性もあるということですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 予算の調整権、執行権は長にございます。それで、署名の有効無効の審査するのは選挙管理委員会があるという中で、とりあえず、先ほど最初に申し上げましたように、最大マックスの予算の中で動いていくという話の中で、実際、予算要求を出した時には署名簿が何人あって、どういった中身のものか、全然ない中での予算措置でございますので、その中でいけるであろう金額を出してございます。そういった中で、選挙管理委員会としては当然これでいけるというような判断で考えてございます。

○出田裕重委員長 はい、ほかに。  
北村委員。

○北村利夫委員 冒頭、谷口委員がいろいろあったんですけども、ただ我々委員としては、この1万2,000近い数字をどない判断するかということやと思うんです。そこで一番聞きたいんですけども、この補正予算は4号いうかたちなんですけども、3号があって4号先結論出さんないかと、その根拠、ひとつお願いします。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙管理委員会でいろいろ協議するものでは、こちらとしても施設予算の中で、何とか人件費あたりはとりあえず先使っておいて、あと、実績に基づいて補正というところがございました。

そういった中で、署名数が予想以上に多いということもございましたし、選挙管理委員会の協議の中で、やはり審査は厳正適正にやろうというような議決がなされたことの中で、特にそういった出頭、証言を求めた場合は、その時に条例に規定されております、実費弁償を即金でしなくてはならないというようなところでございまして、そういった予算の計上はございませんでした。

そして、また臨時も雇ってなかなか短期間の勤務、審査でございますので、そこらの対

応も必要というようなことを、急に判断して補正3号の後でということになりましたが、4号ということで要求をさせていただいたというところでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 やはり4号と3号で予算総額は変わってくるわけですね。ということは、4号のほうが大きいんですよ。この大きいやつを先議決してしまおうとなったら、3号にもう意味なくなるんですよ。審議する意味が。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財務部財政課長（神代充広） 先例を見ておりますと、当然3号、4号補正、同一議会上程される場合もあると。先に、後の4号のほうを議決する場合もあるというふうになっております。

議決の案件というのは補正の額だけということで、あくまで補正前の額であるとか、予算総額というのは、参考というふうに記載がされております。以上です。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 僕らちょっと頭悪いでわかりにくいんですけども、これでいけば、一たん3号取り下げて、ほんでこの4号と3号と入れかえするという方法はなかったんですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財務部財政課長（神代充広） そちらについてはですね、あくまで議長の判断であるというふうに思います。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 議長はどういう判断、こういう判断されてんけども、そういう判断されてんから、その判断やっぱりきっちり全協なり何なり開いて、周知する必要あったん違いますか。

○出田裕重委員長 議長。

○川上命議長 入らしてもらうけど、こないだ議運で長時間かけて、いろいろとあんたこの代表も来とった中で、説明をしてオッケーということになっております。そういうことですので、今こういうことを聞くのは心外です。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 納得する、納得せえへんというのはあると思うんやな、それはもうほかに提案されて行っとうねんからしょうがないんやけども、そしたら予算執行上で予備費を流用するということは、これは不可能やったんですか。

○出田裕重委員長 財政課長。

○財務部財政課長（神代充広） 予備費の流用につきましては、執行が開始されるのが議会の会期中ということになりますと、それやったら補正予算を上程できるやないかというようなことにもなりますので、今回補正として上げさせていただいたということでございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 そしたら、先ほどから問題になってる費用弁償、この目的もう一回聞かせていただけますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 目的といいますのは、先ほど申しあげましたように、予算の要求段階において、1件4,000円の実費弁償、証人出頭にかかる実費弁償をプラス選挙管理委員会の中央庁舎までの費用弁償、これを審査期間中または縦覧期間中において行うという中での措置でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 この費用弁償を出す目的。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。



○選挙管理委員会書記長（入谷修司） これにつきましては、平成17年1月11日執行されております、南あわじ市証人等の実費弁償に関する条例に基づいての支給でございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 費用というのは4,000円というのは、これはもう決められた金額なんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） これは、議会においてそういった証人出頭を求める場合も同じでございますが、この2条において1回につき4,000円という規定がございます。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 これ呼ばれた人は、この4,000円というのは安いか高いかというのはいろいろあると思うんですけども、必ず呼び出し来れば、応じなければならないもんなんかどうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 本人が拒否すれば別ではございますが、それ以外は支給しなければならないというような解釈をいたしております。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 と言うたら、必ずしも応じる必要はないというふうなことでいいですね。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 正当な理由がなければ、応じなくてもいいとい

う話ですか。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その正当な理由というのは、どういう理由が挙げられますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） ちょっと話を勘違いしております。署名の効力決定において、選挙管理委員会が必要に応じて、関係人の出頭証言を求めるということは、先ほど御説明申し上げましたが、これにつきましても、本来の署名収集と同じように罰則規定もございまして、正当な理由なく出頭証言を拒んだものにつきましても罰則規定がございまして。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 その正当な理由とはどういうこと。例えば。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、正当という理論づけですけども、どうしても都合によって行けないと、そういった理由がある場合でしょう。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 ということは、どうしても行けないということであれば、別にいいということですね。終わっておきます。

○出田裕重委員長 答弁要りますか。

○北村利夫委員 要りません。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 正当な理由かどうかは、選挙管理会において判

断すべき事項ということと解説いたします。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それは、具体的にどういうことなんかいうことの事例を挙げてください。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） それについては、具体的な事象等もこちらでまた調べてみたいと思います。

○出田裕重委員長 北村委員。

○北村利夫委員 調べなわからへんような正当な理由ですか。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 2時58分）

（再開 午後 2時59分）

○出田裕重委員長 ほかに、質疑ございませんか。

ほかに。

はい、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほど200人ということが出てたわけですが、この最大限200人というところの理由というのは、もう一つちょっとはつきりしなかったんですけども、何か例が、他市でそういう例があって大体これぐらいのものというような判断をしたのではないんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） これにつきましても、あくまでも予算という中で、概算の見積もりで最大マックスの数字ということの中での計上でございます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろその行政実例という話がさっき出たわけですがけれども、やはりこれ日本で初めてやられるわけでもないわけで、ある程度の範囲というのか、そういうのは調べればわかる部分もあるのかなと、そういうことも参考にしながら取り組まれたのかなということもあると思うんですね。そういうのがないと、いろいろな他市の先例など実例など当たった形跡はないわけですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、この証人における尋問につきましては、非公開という中で、ネット等には公開はされていない、余りされた事例はございませんが、去年滋賀県の安土町でしたか、この事例は公開はされた。これ市民団体のほうが公開されてございます。200という数は、これはもう概数で定めた額、よその数字は参考にいたしております。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 こういう初めてのケースに取り組まれるときは、予算を計上にするにあたってですね、無駄がないように適切な予算計上ということを考えた場合に、大体どういう状況になっているかということ、ある程度資料収集、そういうことが事務を預かるものとして、事務方としてですね、必要な手順としてあるのではないのかなということ、思ったんですけれども、事例には当たっていないということです。

それと、この署名収集の中に、私も関係もしたわけですが、その中で例えば、区長会ですね、地区の自治会、区長会の役員をされている方や、あるいはその副責任者の方々に署名を求めて行ったところ、こういうことは協力しないように言われてるといようなことで、署名はしたらあかんということですね、対応があったようなケース、こういうこともあるようです。

それから、そういう市民運動の看板がですね、掲上されているところに、こういう看板を出していると、地区要望が聞いてもらえないとか、いろいろ地区の要求を実現していく上で障害になるから看板をおろすようにとか、こういう働きかけがあったと。もし、こういうことをですね、公務員の方がやった場合、そういう署名運動に対する干渉であったり、あるいは妨害であったり、いようなことにはならないのでしょうか。そういうことについては、選挙管理委員会とは関知しないわけですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、さきに申しあげましたように、公民権行使の中で守られた権利という中でございますので、当然、それを妨害したり威力を加えたりすれば厳しい罰則規定がございます。この罰則規定につきましては、あくまでも捜査機関がやるべき話でございますので、選挙管理委員会はそういったところまで立ち入ったことについては、捜査機関への連絡等は選挙と同じでやるというようなことにはなろうかと思いますが、そこまでの権限はございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私、権限を聞いてるんじゃないんですね。選挙管理委員会として、例えば、公務員がそういうことをやった場合、公務員やなくても民間人であってもそういうことをやった場合は、当然罰則があるという理解をしたらいいわけですね。

そして、そういう例えば、選挙管理委員会に対して告発があった場合は、例えば、警察にそういうことをつなぐというふうに理解していいでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 当然、公務員がやった場合は、そこらについてはそういった罪という形になろうかと思えます。捜査機関につきましては、あくまでもその関係人の申し立てによって、捜査機関が動くかどうかというようなところから判断されるべきものであろうと考えます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それが公務員と一般ということやなくて、南あわじ市の職員であれば、南あわじ市の市長にそういうことがあった場合は、処分をしたり対応したりする責任があるというふうに理解していいでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 市の職員等が行った場合は、当然任命権者である市長がそういった処分を行うということになるかとは思いますが。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それと、いろいろちょっと私も調べてる範囲の中でなんですけれども、この審査をされると。選挙管理委員会で審査をされると、そういうときには、いろいろ審査するポイントが行政実例上でも示されているというふうになっておりますが、例えば自署によらない署名、こういったものの取り扱いはどのようになるのでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 自署によらない署名については、当然無効になります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 無効になると、それはもう選挙管理委員会で調べた範囲で無効にするということで対応するということがいいんですね。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙管理委員会が実質審査、書類上もしくは状況によっては出頭を求めて判断するということになります。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう行政実例はもう示されておりますので、その範囲で対応をぜひ求めたいと。こういう代理署名、代筆書面に対しては、その罰則もかなり厳しい罰則もあるわけなんですけれども、行政実例の範囲でしか出てこない、そういうの告訴、告発したというような例は、あんまり悪質なものでない限りはないように思うんですけれども、そのあたりの取り扱いは実例的にはどうなってますか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） その告訴、提訴、そこらについては、十分把握はいたしてございません。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この間のいろんな住民投票直接請求運動を見る限りでは、有効無効の判断に終わっているということだと思っんですね。そういう例が大半であると。

ただ、かつては選挙人名簿を持ってきて、連続をして虚偽の署名をやったりとするような、そういうケースがあった場合には、これは大変悪質であるということで、告発されて実刑を受けてるという例もあるようですけれども、そのレベルに応じて有効無効の判断で終わってるという例が大半であろうかと思っんですので、そのあたりよく調べていただいて対応を求めたいというふうに思っんです。

そうでなければ、やはりこういう運動というのは、なかなか例もない取り組みの、本当に経験のない中での対応ということもかなりあるように思っんですので、余り行き過ぎた対応がないようにということをおっすね。その辺いかがでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） そこの対応につきましては、選挙管理委員会の審査における権限において、厳正にやらせていただくということでお答えさせていただきます。

○出田裕重委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それが基本だと思っんですので、適切な対応を求めたいというふうに思っんです。

あと、この補正予算の中で、やはり先ほども北村委員から発言もありましたけれども、手法としては3号4号ということでお可能であると、これは可能であるということであって、イレギュラーな対応というふうに思っんです。

ですから、本来であれば、このことが出された時点で3号4号の議案を取り下げて、5号6号という提案が基本的な対応であるというふうにお理解をしております。

それにしても、この審査実務をスムーズに行うということでお、補正予算そのものについては、やはり認めていかざる得ないものであるというふうな理解をしております。終わります。

○出田裕重委員長 ほかに。  
長船委員。

○長船吉博委員 局長、この議案の提出、議案を提出する議案配付は、何日前議員の手元へ配布する、あったよな。

○出田裕重委員長 議会事務局長

○事務局長（淵本幸男） 休憩願います。

○出田裕重委員長 暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時10分）

（再開 午後 3時11分）

○出田裕重委員長 はい、長船委員。

○長船吉博委員 この提出日が9月6日というふうになっております。今、局長言うように、大体議案は一週間前に配布というふうなことだったんですけども、これ発送日はいつなんですか。

○出田裕重委員長 総務部長。

○総務部長（喜田憲康） 9月3日の日でございました。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 この276万円を追加しという提案説明の中で、選挙管理委員会を開催して、この金額を上程するというふうなことだったんですけども、この選挙管理委員会いつ開いたんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） さきに申しあげましたように、選挙管理委員会、行政委員会という独立な、中立公正な組織であります。が、予算の調整権、執行権は長にあるということの中で、選挙管理委員会は2日に開いておりますが、その事前に開会中であり



まして、緊急を要する補正予算という中で、委員長に了解をいただいた後に予算の要求書を事務局でこしらえて、要求いたしました。

それで、選挙管理委員会については、2日の日にその旨を報告したというところがございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 ということは、市長がこういうのを276万円を、この住民投票の審査等に当たって必要やということで選挙管理委員長に申し入れたということであっていいんですか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） あくまでも選挙管理委員会の委員長と事務局で相談して要求書は上げていたというところがございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 それが2日の日に、それが1日に、それで3日に発送したというふうなことなんですね。この出頭に対して、本当に強制権はありませんよね。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 理由なく拒んだ場合は罰則規定があるという出頭ということがございます。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 きょう、先ほど一般質問をさせていただきました。その中で、1万1,356という署名が集まったという中で、市長もその数には、数には、自分なりに説明不足だったかなという反省の言葉もあったし、また、各議員の中にでも、票の署名の多さに十分理解を示してくれたというふうに思っております。

ですから、できる限り予算を余りたくさん使わずに、確実に50分の1には十分達しておりますので、そこらの点も踏まえた中での審査であっていただきたいなという思いがいたしますけども、この点やはり無理なんでしょうか。

○出田裕重委員長 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選挙管理委員会自体、委員4人の合議制に基づく委員会でございますので、そこらは選挙管理委員4人の御判断というところであります。

○出田裕重委員長 長船委員。

○長船吉博委員 そういう意見も、総務委員会の一部の委員かもわからんけども、あったということはお伝え、まだおるということなんで、お伝え願っておきたいと思うんですけども、よろしいでしょうか。

○出田裕重委員長 答弁できますか。  
選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（入谷修司） 選管書記長として、そういった意見があった旨は伝えさせていただきます。ただし、決定は委員会での決定ということでございます。

○出田裕重委員長 ほかに。

（「なし」の声あり）

○出田裕重委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。  
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○出田裕重委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。  
議案第64号、平成22年度南あわじ市一般会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手多数）

○出田裕重委員長 挙手多数であります。  
よって、議案第89号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

お諮りします。

本会議における委員長報告において、どのようにしたらよろしいでしょうか。

(「委員長、副委員長に一任」と呼ぶ者あり)

○出田裕重委員長　　そういう意見がございますが、委員長、副委員長に一任を願いたい  
と思います。それでは、そのようにさせていただきます。

以上で付託案件の審査が終了いたしました。

それでは、これで閉会いたします。

(閉会 午後 3時20分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成22年 9月 9日

南あわじ市議会総務常任委員会

委員長 出 田 裕 重